

## 新型コロナウイルス感染症に係る船員保険の対応等について

## 1. 対応

## ○ 健診・保健指導の休止

対象地域	期 間
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県	4月10日～5月31日
北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府	4月17日～5月31日
上記以外の地域 ※保健指導業務に限り休止	4月17日～5月31日

## (参考)

4月 7日：緊急事態宣言発令（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象）

4月 17日：緊急事態宣言の全国への拡大

5月 7日：緊急事態宣言の延長

5月 25日：緊急事態宣言の解除

○ 保険料の支払期限延長・納付猶予

期 間	項 目	内 容
3月10日以降申出があったものから	疾病任意継続保険料の支払期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料を期日までに納付できない方の支払期限を延長
4月30日から1年間	船舶所有者に関する保険料納付猶予 <sup>(※)</sup>	新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に社会保険料を納付することが困難な場合、申請により実施（申請先は日本年金機構）

※納付猶予措置を受けている人数については、日本年金機構で申請受付の際に健康保険料等と区分していないため、把握できていない。

○ その他

- ・ 出前健康講座、船員養成校等での特別講義の開催、事務担当者説明会等については、県を跨ぐ移動が必要であり、また、集合形式で実施することからその実施を控えた。

2. 船員保険への影響等

○ 財政関係

- ・ 今後の保険料収入の動向、医療費の動向を踏まえ、影響を推計し、船員保険協議会にお示しすることとしたい。

○ 令和2年度事業計画及び予算

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、出前健康講座、船員養成校等での特別講義、事務担当者説明会等について、オンラインビデオ通話方式による開催、動画コンテンツによる講座内容等の配信を実施する予定。
- ・ 今年度試行的に実施を予定していたヘルスツーリズムについては、今後の感染症の状況等を見ながら実施について検討。